

《全体概要》

- ◆ 今回のワクチン接種は国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施
〔市町村：ワクチン接種の**実施主体** 都道府県：広域的な視点で**市町村を支援、優先的な接種の対象となる医療従事者等**への接種体制の調整〕
- ◆ 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける
- ◆ ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる
- ◆ 住民接種に先行して、医療従事者等に対する優先接種を実施（都道府県等において調整）

接種対象者別 実施の流れ	調整主体	12月	令和3年1月	2月	3月	4月～
医療従事者向け先行接種（約1万人程度）	（調整中）	医療機関との調整	超低温冷凍庫配備	体制確保目途		
医療従事者向け優先接種（300万人程度）	都道府県	医療機関・関係団体との調整	冷凍庫配備	体制確保目途		
高齢者向け優先接種（3,000万～4,000万人程度）	市町村	医療機関・関係団体との調整	冷凍庫配備	接種券準備	体制確保目途	
その他の方（基礎疾患のある方等を優先）				接種券準備		体制確保目途

国、都道府県、市町村が担う役割（全体イメージ）

国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワクチンの確保 ➢ 購入ワクチンの卸売業者への流通の委託 ➢ 接種順位の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供 ➢ 健康被害救済に係る認定 ➢ 副反応疑い報告制度の運営
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の卸売業者との調整（ワクチン流通等） ➢ 市町村事務に係る調整（国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整 ➢ 専門的相談対応
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療機関との委託契約、接種費用の支払 ➢ 住民への接種勧奨、個別通知（予診票、クーポン券） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 接種手続等に関する一般相談対応 ➢ 健康被害救済の申請受付、給付 ➢ 集団的な接種を行う場合の会場確保等

（調整ワーキングの設置）

大阪府ワクチン接種調整ワーキングの設置

設置時期：令和2年12月中に設置予定

役割

- ・ ワクチン接種の準備において、各自治体における課題や対応策について協議・調整
- ・ 市町村間の調整が必要な事項など広域的調整
- ・ ワクチン接種の実施率など、進捗状況の共有

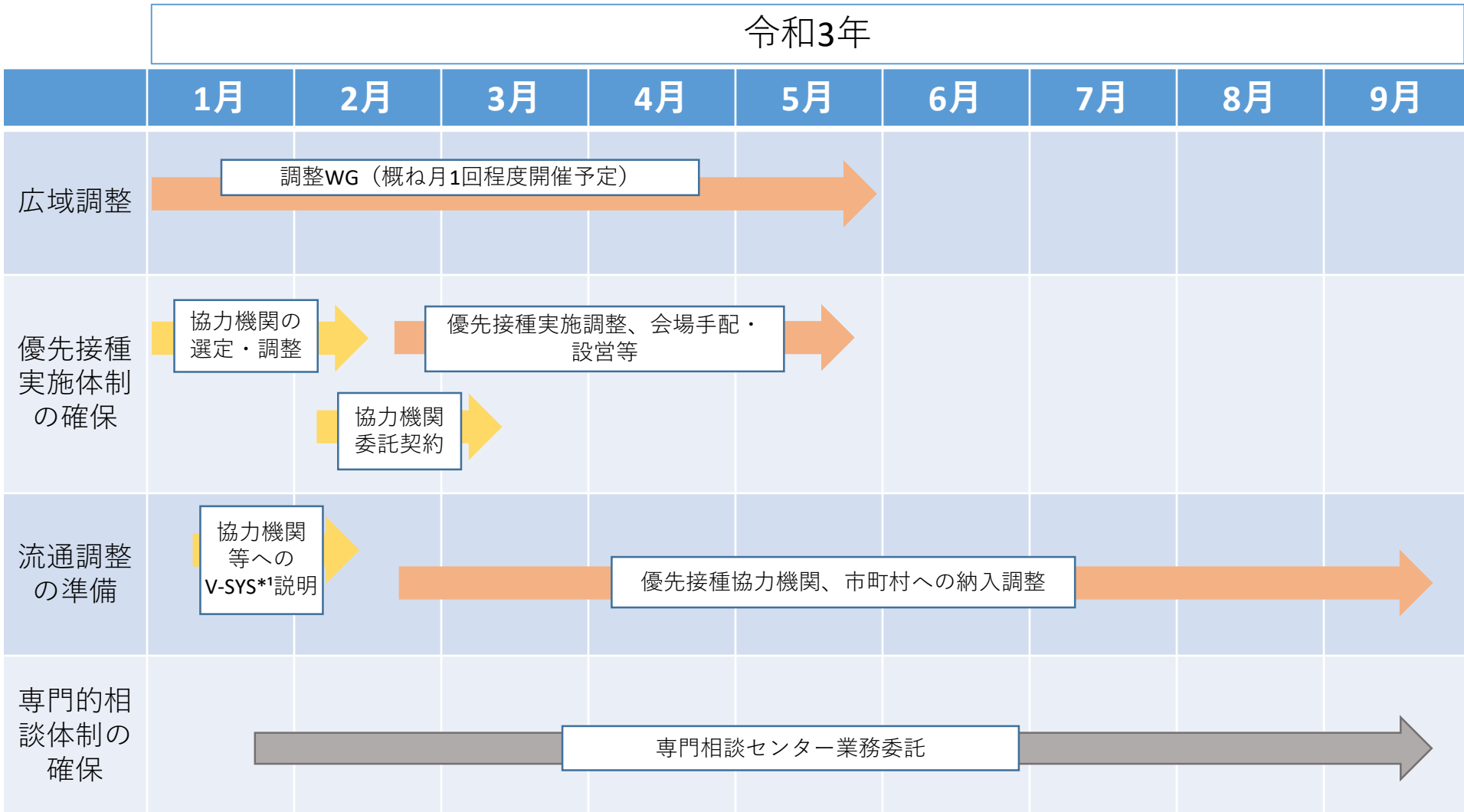
構成（調整中）

- ・ 大阪府 健康医療部
 - ・ 府内市町村 代表市町村
大阪市、堺市、中核市代表
- ） 各々の健康医療所管部署
（事務局：大阪府 感染症対策課）

ワクチン接種体制確保にかかる大阪府の取り組み

事業実施スケジュール（想定）

※令和2年12月22日現在。今後の国通知等により変更の可能性あり。



V-SYS*1：ワクチンの在庫・発注量や接種会場の網羅的な把握など、一元的な情報管理を通じて、予防接種の効率的、かつ着実な実行を支援するシステム